|  |
| --- |
| **４０２７．船卸確認登録（個別）** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＰＫＫ | 船卸確認登録（個別） |

１．業務概要

コンテナ貨物の場合はコンテナ単位に、在来貨物の場合はＢ／Ｌ単位に、ＣＹへ船卸し（搬入）した旨を登録する。

１業務で複数コンテナまたはＢ／Ｌの登録が可能である。

本業務で個別に船卸確認を行った場合であっても、当該ＣＹへの船卸し完了（すべてのコンテナ貨物及び在来貨物の船卸確認の終了）後に当該ＣＹによる「船卸確認登録（一括）（ＰＫＩ）」業務により船会社単位の一括登録を必要とする。

「積荷目録情報登録（ＭＦＲ）」業務でコンテナオペレーション会社コードに「９９９９９」が入力された場合は、本業務を不要とする。

（注）事故があった貨物については、ＰＫＩ業務ではなく、個別に本業務を行う必要がある。

本業務入力時に併せて卸コンテナリストの提出を行う旨の入力をすることができる。なお、本業務を税関の開庁時間外に行う場合は、事前に時間外執務要請届がされている必要がある。また、本業務において時間外執務要請届を行う旨を入力することにより、時間外執務要請届を併せて行うことができる。

システムは、本業務を契機に以下の処理を自動起動する。ただし、処理を起動するにあたっては、申告等の対象となる貨物に係るすべてのコンテナまたはＢ／Ｌの船卸確認登録が行われている必要がある。

①積荷目録情報に包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録を自動起動する旨が登録されている貨物についての個別運送情報登録処理（包括保税運送承認取得済の場合に限る。）

②積荷目録情報に仮陸揚貨物保税運送を自動起動する旨が登録されている仮陸揚貨物についての保税運送申告処理

③包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録を自動起動する旨が登録されている貨物についての個別運送情報登録処理（包括保税運送承認取得済の場合に限る。）

④保税運送申告を自動起動する旨が登録されている貨物についての保税運送申告処理

⑤輸入申告等を自動起動する旨が登録されている貨物についての輸入申告等処理

⑥特定保税運送を自動起動する旨が登録されている貨物についての特定保税運送処理

⑦輸入畜産物の到着後申請を自動起動する旨が登録されている貨物についての輸入畜産物検査申請処理

２．入力者

ＣＹ

３．制限事項

１業務で入力可能なコンテナ番号またはＢ／Ｌ番号は最大１００件とする。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②ＭＦＲ業務で指定された船卸しをするＣＹであること。

③卸コンテナリストの提出を行う場合は、通関業の免許を取得していること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）積荷目録管理ＤＢチェック

①入力された船舶コードに係る船卸港分の積荷目録管理ＤＢが存在すること。

②当該港分の「積荷目録提出（ＤＭＦ）」業務が行われていること。

③船卸しする貨物に係る船会社分のＰＫＩ業務において、船卸確認終了情報が出力されていないこと。

（４）コンテナ情報ＤＢチェック

コンテナ貨物（空コンテナを含む。）の場合に以下のチェックを行う。

また、卸コンテナリストの提出を行う旨が入力された場合に、①～⑥のチェックでエラーとならなかったコンテナについて⑦～⑩のチェックを行う。

なお、仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港の「船積確認登録（ＣＣＬ）」業務が行われる前に次港に対する船卸しを行う場合は、①、⑨、⑩のチェックのみ行う。また、卸コンテナリストの提出を行う旨が入力された場合に、①、⑨、⑩のチェックでエラーとならなかったコンテナについて⑧のチェックを行う。

①コンテナ情報ＤＢが存在すること。

②実入コンテナとして登録されている場合は、Ｂ／Ｌ番号が登録されていること。

③Ｂ／Ｌ番号が登録されている場合は、コンテナ情報が登録されていること。

④当該船舶に積載されたコンテナであること。

⑤積荷目録提出が行われた旨が登録されていること。

⑥当該コンテナに対してＰＫＩ業務または本業務が行われていないこと。

⑦コンテナ条約適用外でないこと。

⑧未通関コンテナであること。

⑨事故貨物が登録されているコンテナの場合は、税関による事故確認登録がされていること。

⑩貨物差止め登録で差し止められたコンテナでないこと。

（５）仮陸揚空コンテナ次港情報ＤＢチェック

仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港のＣＣＬ業務が行われる前に次港に対する船卸を行う場合は、以下のチェックを行う。

①仮陸揚空コンテナ次港情報ＤＢが存在すること。

②当該船舶に積載されたコンテナであること。

③積荷目録提出が行われた旨が登録されていること。

④ＰＫＩ業務または本業務が行われていないこと。

⑤卸コンテナリストの提出を行う旨が入力された場合は、コンテナ条約適用外でないこと。

（６）貨物情報ＤＢチェック

Ｂ／Ｌ番号が入力された場合に以下のチェックを行う

①貨物情報ＤＢが存在すること。

②当該船舶分の積荷であること。

③本船扱い承認申請またはふ中扱い承認申請が行われていないこと。

④積荷目録提出が行われた旨が登録されていること。

⑤当該貨物に対してＰＫＩ業務または本業務が行われていないこと。

⑥「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（ＣＭＦ０３）」業務が行われている場合は、仮陸揚港での「船積情報登録（ＣＬＲ）」業務が行われていること。

⑦リスク分析結果の事前通知が登録されていないこと。

（７）時間外執務要請届情報関連チェック

本業務入力時に併せて卸コンテナリストの提出を行う旨の入力に対して、卸コンテナリスト提出処理が税関の開庁時間外にわたる場合は、以下①のチェックを行い、時間外執務要請届出済の旨が入力された場合は以下②～③のチェックを行う

①時間外執務要請識別に入力があること。

②当該申請者分の時間外執務要請届ＤＢが存在すること。

③本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）卸コンテナリスト提出官署決定処理

卸コンテナリストを提出する旨が入力された場合は、船卸場所の保税地域を管轄する税関官署を卸コンテナリスト提出官署とする。

（３）卸コンテナリスト提出番号払出し処理

卸コンテナリストを提出する旨が入力された場合は、コンテナ情報ＤＢに登録されている船会社単位に卸コンテナリスト提出番号をシステムで払い出す。

（４）積荷目録管理ＤＢ処理

１Ｂ／Ｌ複数コンテナの場合、Ｂ／Ｌ番号単位にすべてのコンテナが船卸しされた際は、入力された船舶コードに係る船卸港での船卸確認情報として、船卸済Ｂ／Ｌ件数に１を加算する。

また、空コンテナが船卸しされた場合は、船卸済空コンテナ件数を加算する。

（５）コンテナ情報ＤＢ処理

入力されたコンテナ番号について以下の処理を行う。なお、仮陸揚空コンテナの場合で、前港のＣＣＬ業務が行われる前に次港に対する船卸を行う場合は、仮陸揚空コンテナ次港情報ＤＢに登録した次港情報の内容で船卸港情報を切り替えた上で以下の処理を行う。

①船卸しした旨を登録する。

②既に輸入許可された空コンテナの場合は、削除表示を設定する。

③卸コンテナリストの提出を行う旨が入力された場合に、輸入許可した旨を登録する。

また、輸入空コンテナの場合、削除表示を設定する。ただし、以下の条件に該当するコンテナは除く。

・仮陸揚コンテナである。

・卸コンテナ自動抽出対象外の旨が登録されている。

（６）仮陸揚空コンテナ次港情報ＤＢ処理

仮陸揚空コンテナの場合で、前港のＣＣＬ業務が行われる前に次港に対する船卸を行う場合、コンテナ情報ＤＢの船卸港情報を切り替えた上で、当該次港情報に対して削除対象とする旨を登録する。

（７）貨物情報ＤＢ処理

（Ａ）コンテナ貨物の場合

収容している貨物について以下の処理を行う。

①船卸確認登録入力者を登録する。

②１Ｂ／Ｌ複数コンテナの場合、Ｂ／Ｌ番号単位にすべてのコンテナが船卸しされた際は、当該Ｂ／Ｌに係る貨物をＣＹへ船卸しした旨を登録する。

③事故税関通知識別コードに税関への通知を要する旨が入力されているとき、搬入時申告の旨が登録されている場合は、他の搬入予定保税地域での自動起動分を含め、その旨を取り消す。

（Ｂ）在来貨物の場合

①船卸確認登録入力者を登録する。

②当該貨物を入力された船卸場所へ船卸しした旨を登録する。

③事故税関通知識別コードに税関への通知を要する旨が入力されているとき、搬入時申告の旨が登録されている場合は、他の搬入予定保税地域での自動起動分を含め、その旨を取り消す。

（８）積荷目録情報による包括保税運送承認に係る個別運送情報登録起動処理

詳細は「保税運送申告（ＯＬＣ）」業務を参照。

（９）積荷目録情報による仮陸揚貨物保税運送申告起動処理

詳細はＯＬＣ業務を参照。

（10）包括保税運送承認に係る個別運送情報登録起動処理

詳細はＯＬＣ業務を参照。

（11）保税運送申告（個別）起動処理または特定保税運送起動処理

詳細はＯＬＣ業務を参照。

（12）輸入申告等起動処理

詳細は「輸入申告（ＩＤＣ）」業務を参照。

（13）輸入畜産物検査申請自動起動処理

当該貨物に輸入畜産物検査申請（到着後申請自動起動）の旨が登録されている場合、Ｂ／Ｌ番号単位に輸入畜産物検査申請（到着後申請）を自動起動する。

（14）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（15）注意喚起メッセージ出力処理

以下の場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

①内部処理を実施している場合。

②本業務の実施日と入力された船卸開始年月日の差が７日以上の場合。

③以下のすべての条件に合致する場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

・本業務の実施日が所要時間調査期間中である旨がシステムに登録されている。

・船卸開始時刻が入力されていない。

・処理対象に輸入貨物が含まれている。

６．出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 危険貨物等通知情報 | 危険貨物等コード（税関要通知）の登録されている貨物が船卸しされた場合 | 税関  （保税担当部門） |
| 事故貨物通知情報 | 事故税関通知識別に「Ｚ」が入力された場合 | 税関  （保税担当部門） |
| 搬入時自動起動取消通知情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）事故税関通知識別に「Ｚ」が入力された  （２）搬入時申告（輸入申告等＊１、保税運送申告、特定保税運送）または包括保税運送承認に係る個別運送情報登録の搬入時自動起動する旨を取り消した | 搬入時申告登録者 |
| 包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録者 |
| エラー通知情報  （船卸情報） | なし | 入力者 |
| 卸コンテナリスト提出情報 | 卸コンテナ情報登録併せ表示に「Ｙ」の入力があった場合 | 税関  （保税担当部門） |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）卸コンテナ情報登録併せ表示に「Ｙ」が入力された  （２）入力されたコンテナ番号に対して、システム参加の船会社コードが登録されている | 船会社 |
| 卸コンテナ輸入許可通知情報 | 卸コンテナ情報登録併せ表示に「Ｙ」の入力があった場合 | 入力者 |
| 時間外執務要請確認情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）時間外執務要請届を併せて行う旨が入力された  （２）卸コンテナ情報登録併せ表示に「Ｙ」が入力された  （３）本業務が行われた時刻が、当該申請者分の時間外執務要請届の提出時間帯でない | 税関  （保税担当部門） |
| エラー通知情報  （卸コンテナ情報） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）卸コンテナ情報登録併せ表示に「Ｙ」が入力された  （２）前述４．（４）のコンテナ情報に関するチェックの条件に合致しないコンテナが存在する | 入力者 |

（＊１）輸入申告等とは輸入申告、輸入（引取）申告、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請、展示等申告及び蔵出輸入（引取）申告のことをいう。

７．特記事項

（１）内部処理について

本業務は多量のコンテナ番号またはＢ／Ｌ番号を処理するため、下述の処理の流れとなる。

①入力受付条件のチェックをした後、処理結果通知の出力処理を行う。

②多量のコンテナや貨物に対して、一定の小さな処理単位に分割してコンテナ情報ＤＢチェック、貨物情報ＤＢチェックやＤＢ処理等の内部処理を行う。

③すべてのコンテナ番号または貨物管理番号に対する内部処理が完了した後、チェックに合致しなかったコンテナ番号または貨物管理番号が存在する場合は、最後に一括してエラー番号としてエラー通知情報（船卸情報）にその旨を出力する。

④本業務により併せて卸コンテナリストの提出を行う旨が入力された場合は、③の後に正常に処理されたコンテナに対して、一定の小さな処理単位に分割してコンテナ情報ＤＢ処理等の内部処理を行う。

⑤すべてのコンテナ番号に対する内部処理が完了した後、卸コンテナリスト提出情報、卸コンテナ輸入許可通知情報等の出力処理を行う。

⑥内部処理でコンテナ情報ＤＢチェックに合致しなかったコンテナ番号が存在する場合は、最後に一括してエラーコンテナ番号としてエラー通知情報（卸コンテナ情報）にその旨を出力する。

（２）船舶代理店及び船会社が船卸しを行う貨物について

本業務については、ＣＹ専用業務とし、ＭＦＲ業務でコンテナオペレーション会社コードに「９９９９９」が入力された場合（船舶代理店及び船会社が船卸しを行う貨物）については、本業務を不要とする。

（３）仮陸揚空コンテナに対する留意点

仮陸揚空コンテナにおいて前港のＣＬＲ業務、ＣＣＬ業務に先行して本業務が行われた場合は、コンテナ情報ＤＢの船卸港情報を次港の情報に切り替えるため、前港のＣＬＲ業務において当該コンテナの入力は不可となる。また、前港のＣＣＬ業務において当該コンテナは抽出対象外となる。